

需給見通し策定にかかる基本的考え方

(基本方針)

- 今後の医療ニーズの増大や看護の質の向上が求められていることに鑑み、看護職員の就業の現状と同時に、各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込んだ場合の看護職員の必要数について把握する。
- 実態を適切に把握するため、各施設の協力を得て、より精度の高い調査の実施に努める。
- 将来的な見通しなどは各施設において対応しにくい面があることから、需給見通し(中期)と将来推計(長期)とで役割分担しつつ、整合性を確保する。

(需給見通しの策定について)

第6次見通し	第7次見通しにおける対応の方向
<p>(調査方法について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は医療計画の策定など医療提供体制の整備について責任を有することから、需要数・供給数について都道府県毎に積み上げを行い、厚生労働省で取りまとめる。 <p>(調査票)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票と記入要領が別々になっており、また、記入に当たって具体例が示されていない。 <p>(調査票の記入者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票を記入する者を指定していない。 <p>(調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 需給見通しの策定に必要な項目以外も含まれている。(別紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同左。 ただし、調査の方法について、より各施設の協力が得られるよう工夫する。 ○ 調査票における看護職員の需要数の記入については、需要数の算出方法を示すなど、記入しやすいように工夫する。 ○ 調査票を記入する者について、指定する。 看護担当責任者が記載する。提出にあたっては、各施設長に了承を得るものとする。 ○ 各施設の協力がより得られるよう、例えば、需給見通しの策定に直接関係のない調査項目を整理する。

第6次見通し	第7次見通しにおける対応の方向
<p>(調査対象機関)</p> <p>○ 調査対象機関は、以下のとおり。 なお、下線部が全数調査、それ以外が、既存資料の活用又は抽出調査としている。</p> <p>※ <u>病院（介護療養型医療施設を含む）、有床診療所、無床診療所、助産所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、居宅サービス、社会福祉施設、看護師等養成所、保健所・市町村・その他行政機関、事業所、学校</u></p> <p>(需給見通しの期間)</p> <p>○ 見通し期間は、医療提供体制等の変革期にあることから、平成18年から平成22年までの5年間とする。</p> <p>(非常勤職員の取り扱い)</p> <p>○ 非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算するとともに、実人員も把握する。</p> <p>(推計方法)</p> <p>○ 推計方法を示していない。</p>	<p>○ 国全体の見通しを立てるに際しては、各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善の程度について複数ケース想定し、看護職員の必要数について幅を持った見込みとする。</p> <p>○ 同左。</p> <p>○ 見通し期間は、長期推計を別途行うことから、平成23年から平成27年までとする。</p> <p>○ 同左。</p> <p>○ 各都道府県において需要数・供給数を積み上げて推計する場合に、ばらつきをなくすため、未提出・未記入施設や抽出調査の推計に当たっては、提出・記入のあった全施設や抽出調査のあった全施設を積み上げた計数の伸び率を勘案して推計する。</p>

<p>(医療計画等)</p> <p>○ 医療計画に基づく基準病床数の過不足を考慮した。</p>	<p>○医療計画見直しや医療費適正化計画との整合性を配慮する。</p>
---	-------------------------------------